

令和6年度 介護保険集団指導 質問・回答

区分	質問概要	回答
事故報告	最終報告については再発防止策の結果が出てからの報告という解釈で良いか。 また、評価期間を長期で定めた場合は、評価期間後、再度結果を記入し、事故報告書を提出するのか。	最終報告は、評価時期後に提出するようにしてください。評価時期を長期で定めた場合は、第2報にて「8 再発防止策」の「評価時期」までを記入した状態で提出しておき、最終報告にて、「8 再発防止策」の「結果」を記入して下さるようお願いいたします。
研修	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について委員会の名称について指定はあるか？	赤本P643に記載のとおり、『委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えない。』となっております。（※国の運営指導マニュアル別添 確認文書・確認項目一覧の当該項目には、「生産性向上のための委員会」と記載があります。）
身体拘束適	居宅介護支援事業所においては、身体拘束適正化推進について運営規程に記載のみでよいのか？	赤本P785～786に記載のとおり、身体拘束等の適正化の推進については、以下を掲げてください。 指定居宅介護支援の具体的取扱方針第13条 ・二の二号「指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。」 ・二の三号「前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。」
業務継続	感染症BCPにおいては新型コロナウイルスが5類に移行したが策定内容については2類相当でよいのか？	国の感染症発生時の業務継続ガイドライン（令和6年3月版）が、新型コロナウイルスが5類移行後の変更点等を反映し、介護サービス類型に応じたより実情に沿った業務継続ガイドラインとして整理されております。こちらを参考にいただければと思います。 ※介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修 厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html
電子申請	GビズIDについて、法人単位でIDを取得する事になるのか？それとも事業所番号の事業所単位でのID取得になるのか？	電子申請・届出システムでは、利用できるGビズIDのアカウント種類は、「gBizIDプライム」と「gBizIDメンバー」のみになります。「gBizIDエントリー」はご利用いただけません。「gBizIDプライム」は法人代表者もしくは個人事業主のアカウントです。登録申請書に加え、印鑑(登録)証明書や登録印が必要です。アカウントの作成までに、オンラインで最短即日、郵送で原則2週間かかります。申請はアカウントを作成してからになりますので、余裕を持っての作成をお願いします。 ※GビズIDで行政サービスへのログインをかんたんに デジタル庁 https://gbiz-id.go.jp/top/
加算	認知症加算の算定要件（100分の15以上）少人数の利用者の場合算定基準はどうしたら良いのか。（通所介護）	認知症加算の算定要件（100分の15以上）に係る認知症の者の占める割合は、少人数の利用者であろうと基準は変わりません。詳細は、令和6年4月版の介護報酬の解釈（単位数表編）282頁～283頁をご確認ください。